

令和7年6月市議会総務委員会資料

所 管 事 項 調 査

目次	ページ
1 機構及び職員	2
2 分掌事務	3
3 所管事務の現況	4 ～ 8
4 防災行政無線戸別受信機無償貸与の対象拡大.....	9 ～ 11

防災危機管理室

令和7年6月

1 機構及び職員

機構



職員

危機管理監	大賀 勇司
-------	-------

防災危機管理室（計12人）			
室長	廣田 公平	係長	野田 浩三朗
主幹	林田 雅博	係長	山田 実

2 分掌事務

- (1) 災害対策に係る総合調整に関すること
- (2) 災害対策本部等に関すること
- (3) 地域防災計画に関すること
- (4) 防災会議に関すること
- (5) 防災訓練に関すること
- (6) 自主防災組織に関すること
- (7) 災害統計及び災害情報に関すること
- (8) 防災機器に関すること
- (9) 防災意識の普及啓発に関すること
- (10) 国民保護対策本部等に関すること
- (11) 国民保護計画に関すること
- (12) 国民保護協議会に関すること
- (13) その他防災及び危機管理に関すること

3 所管事務の現況

(1) 長崎市地域防災計画に関すること

災害対策基本法第16条に基づき長崎市防災会議を設置し、同法第42条に基づき同会議において、防災に関する長崎市の処理すべき事務及び長崎市の地域に係る公共的団体等の防災に関して処理すべき業務等を長崎市地域防災計画として定め、毎年計画に検討を加え、必要がある場合は、修正を行うこととしている。

令和6年度の主な修正内容

- ア 国の総合防災情報システム(SOBO-WEB)の活用
- イ 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
- ウ 避難所の環境整備
- エ 孤立地域対策
- オ 地域内輸送拠点の効率的な運営を図るための運営に必要な人員や資機材等の確保
- カ 受援計画の追加
- キ 緊急輸送道路の指定の追加 など

長崎市防災会議

- ア 会長 市長
- イ 委員 55人
- ウ 令和6年度開催実績 1回



令和6年度 長崎市防災会議



令和7年3月25日
長崎市

3 所管事務の現況

(2) 長崎市国民保護計画に関すること

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づき、長崎市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項等を長崎市国民保護計画として定め、修正の必要がある場合、長崎市長は同法第39条により長崎市国民保護協議会に諮問することとなっている。

長崎市国民保護協議会

ア 会長 市長

イ 委員 50人

ウ 令和6年度開催実績 なし

(3) 災害対策本部等に関すること

災害発生が予測される場合、又は発生した場合において、迅速かつ的確に対応するために、災害対策本部等の配備体制をとっている。

実績

体制	回数	令和6年度	令和5年度
災害対策本部		0回	0回
災害警戒本部		6回	7回
災害警戒体制		27回	24回

3 所管事務の現況

(4) 情報伝達に関すること

防災行政無線を使用して、市民に気象情報や避難情報等を伝達するとともに、防災行政無線以外の手段で情報伝達の多重化を図っている。

防災行政無線以外の伝達手段

- ・テレホンサービス
- ・LINE
- ・防災メール
- ・X(旧ツイッター)
- ・緊急速報メール
- ・フェイスブック
- ・ホームページ

(5) 避難所の運営等に関すること

災害対策基本法に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定・運営することで、住民等の安全な避難先を確保する。

指定緊急避難場所【計236箇所】(根拠法) 災害対策基本法第49条の4

災害発生時に一時的に避難できる広場等

指定避難所【計265箇所】(根拠法) 災害対策基本法第49条の7

災害発生時に避難者を必要な期間滞在させる施設

地域と連携した避難所【うち58箇所】

市と自治会等が覚書を交わし、避難所要員(市職員)と地域の方が連携して避難所の迅速な開設及び運営を行うことで、地域住民が安心して避難できる体制を確立する。

3 所管事務の現況

(6) 地域の防災力の向上及び防災意識の普及啓発に関すること

災害から生命・身体・財産を守り、被害を最小限度に抑えるためには、「自助」「共助」「公助」が充実し連携することが重要であることから、地域住民が連携・協力して行う防災活動を促進し、自助・共助の意識の醸成を図っている。

ア 自主防災組織の結成促進

災害発生時において被害の拡大防止のためには地域住民による相互協力が必要不可欠であるため、自治会定例会や地域防災マップづくりなどあらゆる機会を捉えて、組織的な防災活動の必要性を説明し、地域防災の中心となる自主防災組織の結成促進を図っている。

結成組織数

630組織

(令和7年4月1日現在)

イ 市民防災リーダー及びながさき防災サポーターの養成

地域防災の推進役となる市民防災リーダーを養成している。養成後は、防災知識・技能を活かして、地域住民と連携し防災活動を行っている。また、スキルを維持するためのフォローアップ講習などを実施し、情報共有や資質向上を図っている。自分や家族のために、防災や救命などの知識を学ぶ、ながさき防災サポーターを養成している。

養成者数

市民防災リーダー 1,340人
ながさき防災サポーター 82人

(令和7年4月1日現在)

3 所管事務の現況

(6) 地域の防災力の向上及び防災意識の普及啓発に関すること

ウ 地域防災マップづくり

地域住民が地域の危険箇所や避難所などを確認しながら、地域防災マップを作成し、完成したマップを全世帯に配布している。また、作成から5年が経過している自治会については、地域の実情に応じたマップの見直しを提案している。

作成自治会数

565自治会

(令和7年4月1日現在)



エ 地域防災力の向上

市民の防災意識の高揚のために、地域の行事などに併せて、住民主体による地域防災訓練の推進を行い、地域防災力の向上を図っている。また、地域と連携して避難所運営訓練を行い、避難しやすい環境づくりと自主的な防災活動の推進を図っている。

開催実績

訓練等	回数	令和6年度	令和5年度
地域防災訓練		27回	25回
避難所運営訓練		6回	4回
防災講話等		57回	50回

4 防災行政無線戸別受信機無償貸与の対象拡大

概要

戸別受信機の無償貸与の対象である要配慮者や災害時に支援が期待できる者の対象範囲の拡大を行う。これにより要配慮者の迅速かつ安全な避難行動につながり、生命の危機を回避することが期待できる。



経緯

- (1) 本制度の施行(令和元年11月20日)から5年経過したなか、当初想定した無償貸与台数の見込みを下回っている。(在庫数8,800台以上)
- (2) 現在対象となっていない要配慮者の方から戸別受信機の貸与の要望があっている。
- (3) 要配慮者への確実かつ迅速な情報伝達が求められている。

無償貸与の対象拡大

- (1) 災害時に住民を支援することが期待される方(自治会長など)について、個人から団体に貸与の対象を変更する。
- (2) 災害時に配慮すべき方について、重度の介護認定者及び身体障害のある者から、軽度の介護認定者及び身体障害がある者に拡大し、併せて精神障害がある者などを追加する。
- (3) 高島町、池島町に在住する者を追加する。

4 防災行政無線戸別受信機無償貸与の対象拡大

対象者の変更内容

	見直し後	現 行
災害時に住民を支援することが期待される団体及び施設	自治会 消防団本部、各地区本部及び分団 民生委員・児童委員協議会地区支部 避難確保計画の作成義務がある要配慮者利用施設	
災害時に住民を支援することが期待される方	防災士 長崎市民防災リーダー	自治会長 消防団の団長、副団長、分団長及び副分団長 民生委員、児童委員
災害時に配慮すべき方	要支援1～2、要介護1～5である者 身体障害がある者 精神障害がある者 知的障害がある者 障害がある児童 指定難病者	要介護3、要介護4又は要介護5である者 1級又は2級の視覚障害、聴覚障害、肢体不自由である者 指定難病者
その他	高島町及び池島町に在住する者 未整備地域 市議会議員	未整備地域 市議会議員

4 防災行政無線戸別受信機無償貸与の対象拡大

貸与台数の推移

本制度の施行(令和元年11月20日)から5年経過後の無償貸与台数は以下のとおり。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
貸与者数(人)	1,582	491	493	188	29	139	2,922
購入台数	11,740						(残)8,818

周知方法

今後、市全体への周知(自治会回覧、広報ながさき、週刊あじさい、市つくながさき)のほか、該当する団体に対しては、個別に周知を行っていく。